

令和5年度後発医薬品使用促進計画

(別添2 様式例)

策定年月日 令和5年4月17日

自治体名 (福祉事務所名)	珠洲市 (珠洲市福祉事務所)	後発医薬品の数量シェア (令和4年6月審査分)	全国の使用割合	国が定める目標値 ^(※) (A)	管内実績 (B)	目標との差 (A-B)
			86.4%	80.0%	63.1%	16.9%
<p><現在の状況></p> <p>1. 先発医薬品を調剤した事情(薬局からの報告についての集計) 令和4年6月基金審査分のレセプトから、「後発医薬品を調剤しなかった者」を抽出したところ、次のとおりであった。</p> <p>①患者の意向 : 0件 ②保険薬局の備蓄: 0件 ③後発医薬品なし: 0件 ④その他 : 39件(8医療機関、36人)</p> <p>2. 関係機関への説明の状況 先のレセプトのうち、被保護者の医薬品使用数の63%を占める珠洲市総合病院に聞き取りを行ったところ、次のとおり回答を得た。 近年当院の後発医薬品の使用割合は60%を超えている。今後も、適宜後発品割合を増加させていく予定である。ただし、後発医薬品供給が不安定な中で、安易に後発医薬品に切り替えることは現実的ではない。 今後、後発医薬品の使用量促進を図っていく。</p>			<p><対応方針></p> <p>被保護者への説明</p> <p>○ ケースワーカーの訪問の際に原則服用について説明</p>			
			<p>関係機関への説明</p> <p>○ 管内医療機関に対し、本市における後発医薬品の使用促進状況について説明の上、生活保護制度では原則、後発医薬品を使用するよう協力を求める。使用率が低い場合は、各医療機関ごとの使用率を記載した啓発文書を送付する。</p>			
			<p>薬局における備蓄について</p> <p>特段なし</p>			
			<p>その他</p> <p>○ 被保護者の後発医薬品使用への理解を求めため、年1回リーフレットを用いて後発医薬品の効能や安全性について周知する。</p>			
<p><使用促進が進んでいない原因></p> <p>上記の状況に加え、管内の医療機関は全て院内処方を行っていることも影響し、後発医薬品使用促進に係る取り組みが進んでいない。</p>			<p><備考></p>			

※ 毎年度 80%達成を目指す。